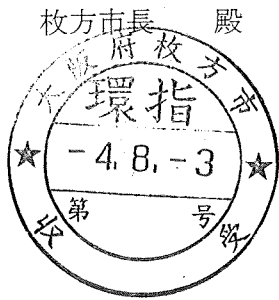


（第1面）

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和4年 5月 24日



提出者

住 所 大阪府枚方市招提田近3-10

氏 名 ユニオンケミカー株式会社

代表取締役社長 木村 栄一

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 072-856-3321

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	ユニオンケミカー株式会社 本社工場
事業場の所在地	大阪府枚方市招提田近3-10
計画期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	32：その他の製造業
② 事業の規模	資本金：9000万円
③ 従業員数	120人
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙のとおり

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)
別紙のとおり

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和3年度）実績】		
	特別管理産業 廃棄物の種類	引火性廃油	
	排出量	86.44 t	t
	（これまでに実施した取組） ・洗浄用溶剤を蒸留による再利用、不良製品化を抑制及び、生産性向上による廃インキ量を削減することで、排出量を減量化する。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業 廃棄物の種類	引火性廃油	
	排出量	84 t	t
	（今後実施する予定の取組） ・引火性廃油の一部を業者へ有価物引取及び、洗浄用溶剤の再利用量を増量化する事で引火性廃油の減量化を推進する。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・引火性廃油と洗浄用溶剤をドラム缶ごとに分別している。
②計画	（今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・現状維持。

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和3年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組) 特になし。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組) 特になし。		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和3年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組) 特になし。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組) 特になし。		

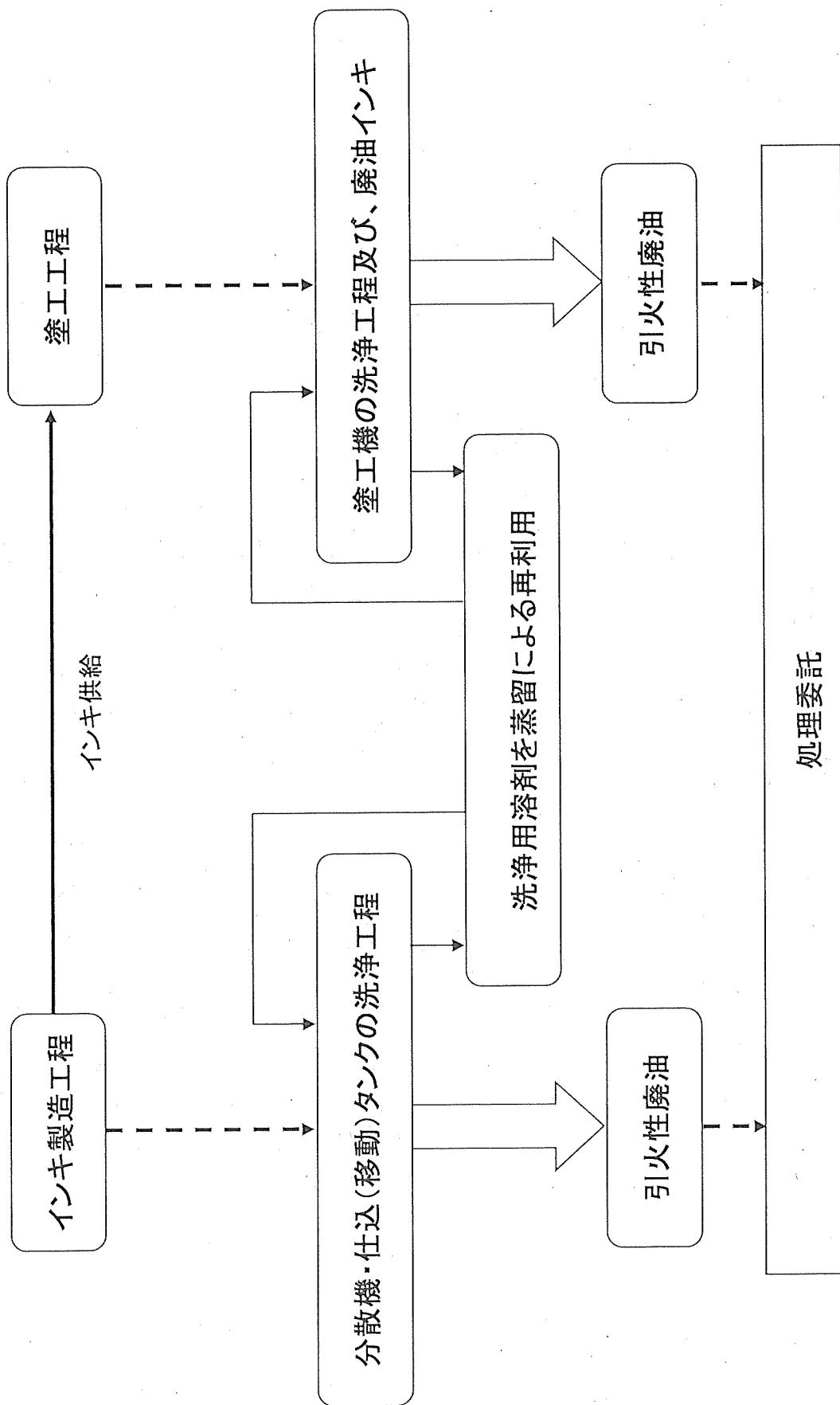
自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（令和3年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	（これまでに実施した取組） ・特になし。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	（今後実施する予定の取組） ・特になし。		

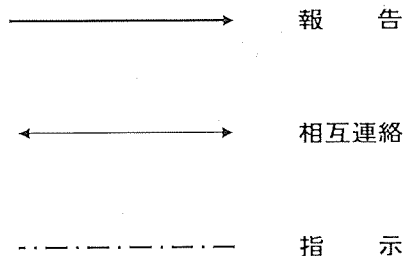
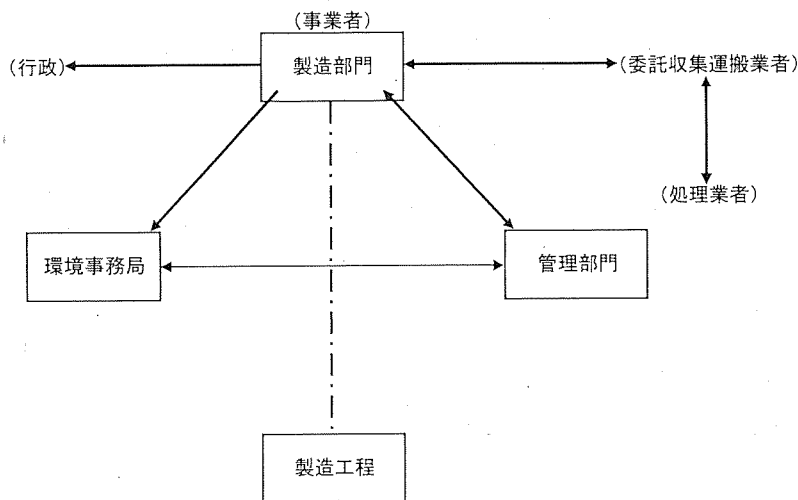
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和3年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	
	全処理委託量	86.4971 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	0 t	t
	再生利用業者への処理委託量	86.4971 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	t
	（これまでに実施した取組） ・処理委託を行う特別管理産業廃棄物は、中間処理業者にて主に再生燃料化に処理を行っている。		

②計画	【目標】		
	特別管理産業 廃棄物の種類	引火性廃油	
	全処理委託量	84 t	t
	優良認定処理業者 への処理委託量	0 t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	84 t	t
	認定熱回収業者 への処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組) ・洗浄用溶剤の再利用量を増量化する事で引火性廃油の減量化を推進する。		
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度（令和3年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物 排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く)	86.44 t	
	(今後実施する予定の取組) ・令和2年2月より電子マニフェストを導入し、実施済み。		
※事務処理欄			



添付資料 管理体制図及び各部署の役割
〔管理体制図〕



〔各部署の役割〕

部 署	役 割
A 生産部門	- 産業廃棄物の発生から処分に至るまでの帳簿等を作成して統括的に把握管理 - 産業廃棄物の発生工程、種類ごとの発生量、排出量及び性状等のチェック、集計等 - 処理業者(委託)の定期的査察 - 行政に対する報告等 - 保管施設での保管量の把握、記録の作成等 - 収集運搬及び処理業者委託の委託契約、委託量、委託伝票(マニフェスト)等の管理 - 産業廃棄物の適正管理及び減量化等に関する社内啓発 - 廃棄物の資源化・減量化及び適正管理について検討し産業廃棄物処理計画の策定及びその実施
B 環境事務局	- 産業廃棄物の種類、性状、発生量及び排出量等の把握 - 産業廃棄物の分析及び環境事象の分析、測定等
C 管理部門	- 委託料金の支払方法による業者管理 - 法・条例等に基づく報告等のチェック